

## プライバシーとは

プライバシーという言葉は、一般的に「個人が私生活において他者からの干渉や侵害を受けない自由」や「他人に知られたいくない自分の情報」という意味で使われています。

「プライバシー権」という言葉も使われますが、実は法律には「プライバシー権」という規定はなく、裁判などでは憲法第 13 条（幸福追求権）を根拠として、さまざまなプライバシーに関する案件に対応してきました。どのような情報がプライバシーにあたり、何ををもってプライバシーの侵害といえるかについても、同様に判例によって判断されています。例えば、自分の容貌を勝手に撮影されたり公表されたりしない権利（いわゆる「肖像権」）や、個人に関する情報のすべてがプライバシーに相当するかなどが、憲法 13 条の解釈とともによく議論されてきました。

元々プライバシーの権利に関する議論は、公権力が私人の情報を本人の承諾なく収集したり侵害したりしたことがきっかけで始まりましたが、もちろん私人間においてもプライバシーの侵害は不法行為（民法第 709 条）となり得ます。特にネット社会においては、誰かが公開した他人の情報や画像は、最初の公開者がそれらを削除したとしても、すでに転載やスクリーンショットの保存などで拡散されている可能性を排除できず、重大なプライバシー侵害行為となるおそれがあります。

## プライバシーと個人情報の違い

「プライバシー」とともによく目にするのが、「個人情報」という言葉です。個人情報は、文字どおり「個人に関する情報」ひいては「個人を『特定できる』情報」という意味で使われています。通常、個人情報は他人に知られたいくないものなのでプライバシー情報の一種といえますが、ネットで商品を購入する際など日常生活でしばしば求められるものでもあります。その際は、情報を提供した相手に自身の情報を適切な目的でのみ使用してもらうことを信頼して開示するでしょう。微妙なところですが、そこがプライバシーと個人情報の違いといえるかもしれません。

プライバシーと個人情報の違いを考える際、よく例として挙げられるのが郵便物です。封書の宛名や差出人欄は「個人情報」ですが、封書の中身は「プライバシー」とされることが多いです。

## プライバシーの具体例

プライバシーとされるものには、以下のようなものがあります。

個人を特定できる人物写真

個人の住所、電話番号

個人の住居地を特定できる写真や近辺の情報

個人の学歴、職歴

個人の犯罪歴や破産歴

個人の日記や私生活の情報